

政策目的随意契約の事前公表

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により、次のとおり役務の提供を受ける契約を随意契約で行うので、埼玉県財務規則（昭和39年3月31日規則第18号）第102条の3第2項の規定に基づき公表する。

令和6年8月14日

埼玉県総合リハビリテーションセンター長

1 契約の目的

就労継続支援B型事業所での工賃向上を支援するために障がい者施設を対象にした本役務の提供を受ける契約を行うこととする。

2 契約の履行の方法、期間及び場所

(1) 調達する役務の件名及び履行場所

件名：埼玉県総合リハビリテーションセンターD・E棟清掃業務

履行場所：上尾市西貝塚148番1

(2) 履行期間

令和6年10月1日から令和9年9月30日まで（3年間）

ただし、令和7年度以降において埼玉県の歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することがある。

(3) 役務の仕様その他

別添の仕様書による。

3 見積書を提出する者に必要な資格等

以下のすべてを満たすこと。

- (1) 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障がい者総合支援法」という。）に規定する指定障がい福祉サービス事業の指定を受けている者であること。
- (2) 障がい者就労継続支援B型事業所を運営する者であること。
- (3) 本受託事業を指定障がい福祉サービス事業として行う者であること。
- (4) 所在地が、埼玉県内であること。

4 契約の相手方の決定方法及び選定基準

3に示した見積書を提出する者に必要な資格を有する者であって、埼玉県財務規則（昭

和39年3月31日規則第18号) 第103条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で有効な見積書、及び見積書とともに提出すべき書類を提出した者のうち、事業所の運営状況、清掃業務実績、受託後の業務実施計画から業務遂行能力を有すると認められたものを契約の相手方とする。

5 見積書及び見積書とともに提出すべき書類等について

(1) 見積書及び見積書とともに提出すべき書類

	書類の名称等	様式、参考様式等
1	埼玉県総合リハビリテーションセンターD・E棟清掃業務に係る見積書等必要書類について	必要書類について
2	見積書	様式第1号
3	就労継続支援B型事業所の指定通知書の写し（左記の記載内容に変更ある場合は変更届の写し含む）	
4	直近の実施指導及びその後の改善状況がわかるもの（実地指導の実績がある場合のみ）	
5	清掃業務の履行実績に係る申出書（清掃実績がある場合のみ）	様式第2号
6	業務実施計画 ※ 日常清掃の作業計画（場所・業務・人員等）及び業務実施のための組織系統・役割を記載	
7	登記簿謄本又はこれに代わる履歴事項全部証明書（写し可） （発行後3カ月以内のもの）	

(2) 作成に際しての留意事項

契約金額の決定にあたっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、見積書の作成者が消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか否かを問わず、見積った金額の110分の100に相当する金額を、見積書に記載すること。

6 見積書及び見積書とともに提出すべき書類の提出期限及び提出方法

令和6年9月4日（水）正午までに以下の場所に郵送または直接持参により提出すること。

（ファクシミリによる提出不可）

※見積書（様式第1号）は封書に入れること。

上尾市西貝塚148番1

埼玉県総合リハビリテーションセンター

事務局 管財・用度担当 本荘あて

電話 048-781-3948

7 質問に関する事項

以下の提出先に電子メールまたはファクシミリにより質問書を提出すること。

(1) 提出先

埼玉県総合リハビリテーションセンター

事務局 管財・用度担当 本荘あて

FAX 048-781-1552

メール n812226@oref.saitama.lg.jp

(2) 提出期限

令和6年8月21日（水）午後5時まで

(3) 回答

見積書を提出しようとするもの全員に共通する質問に対する回答は、随時県ホームページに掲載する。

8 契約保証金に関する事項

契約の相手方は、契約金額に100分の1を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年3月31日規則第18号）第81条第2項の規定に該当する場合は免除する。